一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業及び都市公園占用保育所等施設設置事業

○内閣府告示第千百三十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百三十一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　新潟市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　新潟市　革新的農業実践特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農業法人経営多角化等促進事業、農地等効率的利用促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、課税の特例措置活用事業及び国家戦略道路占用事業

○内閣府告示第千百三十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百六十三号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業　国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業

○内閣府告示第千百三十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二十一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　仙台市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　仙台市　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略道路占用事業及び都市公園占用保育所等施設設置事業

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、京都府において開催される第四十回国際外科学会世界総会開会式に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十月二十三日から同月二十六日まで同府へ行幸啓になる。

平成二十八年十月四日

宮内庁長官　山本信一郎

○外務省告示第三百八十二号

平成二十八年九月六日にハノイで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十月四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百十億円（一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際復興開発銀行と協力して第三次経済運営・競争力強化貸付の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払であって、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をベトナムの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に含められ、二千十六年四月に承認されたベトナムの社会経済開発五箇年計画（二千十六年―二千二十年）の政策目標を達成するための改革計画の実施を支援するために使用される。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。